

ニュースレター第21号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第21号」を送付させていただきます。



初秋の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さわやかな季節となり、朝夕はめっきり涼しくなりました。

季節の変わり目は、風邪などをひきやすくなるため、ご自愛ください。

## ピックアップLAW NEWS

### 『「マイナンバー制度」施行迫る！！—対策は万全ですか？—』

最近ニュースでも頻繁に取り上げられる「マイナンバー制度」。皆さまの会社では、既に対策はとられていますでしょうか？

日々の業務に追われて十分に制度が理解できていない、対策がとれていないという方もいらっしゃるかもしれません。

そこで、今回は、企業側としてどのような影響が生じるのか、そして企業がとるべき対策について簡単に説明してみたいと思います。なお、制度自体に賛否両論あるところですが、それについては今回は省略します。



### そもそもどんな制度なのか？

「マイナンバー制度」と略されることの多いこの制度ですが、正式には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」という法律に定められた制度です。

この制度は、住民票を有する国民ひとりひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）を付し、行政側が所得や行政サービスの需給状況を把握しやすくし、「公平・公正は社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を図ることが目的とされています。

### 企業側がとるべき対策、気を付けるべきこととは？

「マイナンバー制度」は従業員、株主、顧客等様々な方面に関わってくるものですが、今回は最も身近な問題である従業員との関係についてご説明したいと思います。

まず、税務署に提出する税務関連の書類（給与所得の源泉徴収票等）には、従業員各人のマイナンバーを記載する必要があります。また、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の各種届出にもマイナンバーを記載する必要があります。

2枚目へ続きます▶▶

個人のマイナンバーは直近の平成27年10月から各人の住所に通知される予定となっておりますので、雇用主は、従業員各人からマイナンバーの提供を求めする必要があります。その際には、当該番号が本当に各従業員に付与されたものなのか、運転免許証等の本人確認書類も一緒に提出を求め確認した方が良いでしょう。

また、個人とは別に法人にも13桁の法人番号が付与されますので、お知らせが届いた際にはその書類を確実に保管し、先に述べた各種申告や届出の際に間違いのないようにする必要があります。

さらに、このマイナンバー制度では、これまでの個人情報保護法と比べ、情報流出の場合の罰則が厳しく規定されているため、特に、従業員から提供を受けたマイナンバーの漏洩には最善の注意を払う必要があるでしょう。そこで、従業員から提供を受けたマイナンバーを誰がどのような形で保管・管理するのか予め決めておく必要があります。

そろそろ皆様・従業員の元にマイナンバーが届く頃です。

既に対策をとられたという方は、従業員からマイナンバーの提供を受けるにあたって改めて確認をしてみてください。また、もしまだ対策をとっていないという方がいらっしゃいましたら、上記を参考にして対策をとっていただければと思います。

(文責：向井智絵)

## 研修合宿を行いました！

たくみ法律事務所では、毎年研修合宿を行っており、今年は、大分県の日出へ、一泊二日の研修合宿に行っていました。

### 【合宿1日目】

合宿初日は、約7時間にわたり会議を行いました。各自の前年度の自分の業務について振り返り、今後の目標や皆に伝えたいこと等を発表したり、グループワークを行いました。

グループワークでは、自分が相談する立場であった場合、どのような法律事務所に相談したいかというテーマについて、各グループで話し合いました。

「事務所内の連携がよく取れている」  
「親身になって聞いてくれる」など、



様々な意見が出され、改めて依頼者の目線に立ち、考えることで当事務所の現状や改善点、また、各人がどう成長していくべきかをより具体的に描くことができました。

会議を通じて、それぞれの目標、事務所の今後の目標を全員で共有出来たことで、理想とする事務所にもまた一歩近づけたのではないかと思います。





## 研修合宿を行いました！

会議後は、別府湾を一望できる温泉に浸り、その後は宴会場にて夕食をいただいたり、夕食の後の二次会など、会議の時とは違い、全員がリラックスモードで終始笑いが絶えませんでした。

こういったメリハリも、当事務所の良さであると感じました。

### 【合宿2日目】

合宿2日目はレクレーションを行いました！



最初は、各自で卓球やスカッシュなどを楽しんでいたのですが、途中から、弁護士・事務員全員で卓球のトーナメントを行い、白熱した闘いが繰り広げられました！

そんな中、優勝を手にしたのは、代表の宮田弁護士！キレイのスマッシュが決まっていました。



レクレーション後は、皆でバーベキューを行いました！皆で作業を行いながら食べるご飯は、とても美味しかったです。

弁護士・事務員が同じ時間を共有することで、事務所の結束力もパワーアップしたように思います。



今後も、事務所一丸となって、これまで以上に依頼者の皆様の為に尽力してまいりますので、今後共、何卒よろしく願いいたします。

## 交通事故問題について取材を受け、Yahoo!ニュースで配信されました！

代表宮田が、平成27年8月16日に東京・池袋で発生した、自動車が歩道に乗り上げ、歩行中であつた5名が死傷する交通事故について、交通事故の専門家として取材を受け、Yahoo!ニュースに配信されました。

この事故では、運転手が「てんかん」の持病があつたにも関わらず、免許更新時にてんかん発作の経験があるという申告をしていませんでした。

また、事故当時はてんかんの薬の服用を怠っており、この点が罪にどう影響するのかを交通事故の専門家としてお答えしました。

詳しい内容は、弊所ホームページに掲載しておりますので、是非、ご覧ください！



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分  
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分  
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分  
都市高速天神北ICより車で5分